

献血と輸血に関する倫理綱領（ISBT：国際輸血学会）

本綱領の目的は輸血医学領域において遵守されるべき倫理的な原則と規則を定めることにある。

血液センター：献血者と献血

1. 移植用造血組織も含めて、献血はいかなる場合も自発的かつ無償でなされるべきである。決して献血者に強制すべきではない。献血者がその自由意志により全血、血漿あるいは細胞成分を提供し、それに対し、現金ないしは代替品とみなされる形の報酬を受け取らなかった場合に始めて、その献血が自発的かつ無償と判断される。この報酬の範疇には献血および移動に要する適正な時間を超える休業時間も含まれる。ただし、少額の御礼の品、飲み物・スナック、直接掛かった交通費の返済は自発的かつ無償の献血という定義に矛盾しないものである。
献血者は全血や血液成分を献血することについて、またその血液が輸血部門によりその後（適正に）使用されることについて、説明を受けて同意すべきである。
2. 輸血事業の設立や運営に際しては、営利追求を動機とすべきではない。
3. 献血者は採血に伴う危険性について知らされるべきである。献血者の健康と安全は守られなければならない。また、特定の血液成分濃度を上げるために献血者に薬剤を投与するというような処置は国際的な基準に準拠すべきである。
4. 献血者と受血者との間の匿名性は特別な場合以外は確保されなければならない。献血者に関する情報の秘密は保障されなければならない。
5. 献血者は感染している血液を提供することによる他者への危険性および受血者に対する倫理的な責任を理解すべきである。
6. 献血の可否は定期的な検閲を受けた医学的選定基準に基づかなければならず、性、人種、国民、宗教を含むいかなる差別もしてはならない。また、いかなる献血者や将来の受血者もこれらの差別を要求することはできない。
7. 献血は適正な資格を持ち、登録された医師の全責任のもとにおいて実施されなければならない。

8. 全血採血や成分採血に関わる全てのことがらは適正に定められ、国際的にも受け入れられている基準に準拠すべきである。
9. 献血者や受血者が何らかの傷害を受けた場合にはその説明がなされるべきである。
10. 血液は公共の資源であり、その利用を制限されるべきではない。
11. 全ての将来の受血者と献血者の利益を保護するために血液の無駄な使用は避けるべきである。

病院：患者

12. 患者は輸血ならびに代替療法に関して、既知の危険性や利点などについて事前に知らされるべきであり、それに基づいて該当する治療を受けるか否かを判断する権利を持つ。また、正当な事前の患者の指示がある場合、その指示は尊重されるべきである。
13. 患者が事前に説明を受け、同意できないような状況の場合、輸血による治療の基本はそれが患者にとって最善の利益をもたらすものでなければならない。
14. 輸血療法は登録された医師の全責任のもとにおいて行われなければならない。
15. 輸血療法は真に臨床的な必要性に基づいてのみ行われるべきである。
16. 輸血の指示に際してはいかなる経済的な動機もあるべきではない。
17. 患者は可能な限り、臨床的に適正で、最善の安全性を提供できる成分製剤（血球、血漿、血漿分画製剤）のみを投与されるべきである。
18. 厚労省、WHO などの国際的な保険機関、あるいは許認可を得た該当機関などで確立される輸血療法については本倫理綱領が遵守されるべきである。

本綱領は WHO の援助により推敲され、WHO により採択された。
2000 年 7 月 12 日、国際輸血学会（ISBT）総会にて採択された。
2006 年 9 月 5 日、国際輸血学会（ISBT）総会にて修正された。
（本訳に際しては血液提供者を献血者とするなど、一部意訳を行った。）